

令和4年 第8回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月25日(木) 9:00 ~ 10:00

2 開催場所 産業振興センター 2階

3 出席者

農業委員(5名)

1番 勝 三千也                      2番 藤村 秀久

3番 玉野 公和                      4番 重 照代

5番 上村 太一

農地利用最適化推進委員(2名)

泉 富保                      坂元 龍馬

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案

(1) 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(国直地区)

(2) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(思勝地区)

(3) 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(戸円地区)

(4) 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(戸円地区)

(5) 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて

(国直地区)

日程第5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第6 事務連絡

日程第7 その他

閉会

農業委員会事務局職員

事務局長 郁島 武正

農地主事 菊地 諒

臨時職員 満 清久

議長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。これにご異議ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。それでは3番 玉野委員、4番 重委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。両氏は、よろしく願いいたします。
議長	(会期の決定) 日程第2 会期についてお諮りいたします。 会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	第7回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について提案いたします。議案第8号の内容説明を事務局から、調査報告を重委員からお願いします。
事務局	(議案第8号について内容説明) 議案第8号につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可申請が8月1日に提出され、8月3日付けで受付。8月15日に現地調査。譲受人が〇〇〇〇〇で譲渡人が△△△△△。申請地所在は、国直字□□□□番地で合計面積は416㎡、地目は登記簿が田、現況が畑。転用計画としては、一般住宅として活用予定です。
議長	現地調査を行った重委員より報告をお願いします。
4番	役場職員と現地調査を行っています。問題ないと思います。
議長	それでは議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
3番	以前、非農地判断した周辺の農地か。
事務局	その横の農地です。
議長	それでは議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	続きまして、同じく日程第4 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

	<p>について提案いたします。議案第9号の内容説明を事務局から、調査報告を藤村委員からお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第9号について内容説明)  議案第9号につきまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請が8月15日に提出され、同日付けで受付。8月15日に現地調査。譲受人が〇〇〇〇〇で譲渡人が△△△△△。申請地所在は、思勝字□□□□番地の計2筆で合計面積は436㎡、地目は登記簿、現況共に畑。転用計画は、一般住宅を建設予定。</p>
議長	<p>現地調査を行った藤村委員より報告をお願いします。</p>
2番	<p>役場職員3名と現地調査を行っています。住宅地の面しており、地目変更しても問題ないと思われる農地でした。</p>
議長	<p>それでは議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。</p>
委員	<p>なし。</p>
議長	<p>それでは議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>同じく日程第4 議案第10号、第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請者が同一人物ですので、一括して提案いたします。  それでは、議案第10号、第11号の内容説明を事務局から、調査報告を坂元推進委員からお願いします。</p>
事務局	<p>(議案第10号・第11号について内容説明)  議案第10号・第11号につきまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請が8月4日に提出され、同日付けで受付。8月18日に現地調査。  第10号については譲受人が〇〇〇〇〇で譲渡人が△△△△△。申請地所在は、戸円字□□□□番地の1筆、面積は5,489㎡、地目は登記簿、現況共に畑。  第11号については譲受人が〇〇〇〇〇で譲渡人が△△△△△。申請地所在は、戸円字□□□□番地の6筆、合計面積は6,342㎡、地目は登記簿、現況共に畑。</p>
議長	<p>現地調査を行った坂元推進委員より報告をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲受人、役場職員2名と現地調査を行っています。特に問題ありませんでした。</p>
議長	<p>それでは議案第10号・第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。</p>
3番	<p>現在の耕作状況は更地なのか。また、新規就農者で大きい畑を借りているが、フォローや支援は大丈夫なのか。一挙に1反を耕作するのは難しい。会社員で兼業できるかどうか心配。また、成木ではなく新木からの経営も非常に大変。</p>
事務局	<p>農業委員を含め、支援していきましょう。</p>

議長	それでは議案第10号・第11号，農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め，議案第10号・第11号，農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	同じく日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて提案します。議案第12号の内容を事務局よりお願いします。
事務局	(議案第12号について内容説明) 議案第12号につきまして，農地法第5条第1項の規定による許可の取消し願いについてご説明いたします。5月総会で承認され，6月15日付で県に許可指令されています。その後，8月1日付けで両氏連名のある取消し願いを受理。取消し理由については，計画の実行が困難であり，転用行為自体ができなくなったため取消しになりました。ご審議方よろしくお願いします。
3番	計画の実行が困難とは，具体的にどういう経緯なのか。というのも，受付でしっかり確認をしていないからこういうことが起きたのではないのか。今後，申請時は譲受者両方に直接確認を確実にしていただきたいと思います。
事務局	申請時には連名の申請書，土地売買契約書の確認，現地調査での耕作されていない宅地の状態を確認したため申請に問題が無いと判断したが，その間に当人同士で何らかの話があったようで取消しに至った。
3番	今後このような事が無いように確認の徹底をしていただきたい。
議長	議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
	異議なしと認め，議案第12号，農地法第5条第1項の規定による許可の取消しについて原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	続きまして，日程第5 各農業委員・推進委員活動報告を2番 藤村委員より順次お願いします。
委員	農業委員活動報告
議長	以上で，活動報告を終わります
	続きまして，日程第6 事務連絡を事務局からお願いします。
事務局	違反転用について 国直，大圃地区に違反転用が当局にて確認できましたので，建設業者に指導して ます。
5番	教育委員会より高倉の屋根に使うマカヤがないかと情報提供の依頼がありましたので，情報提供をよろしくお願いします。

